

届出、申請等に係る留意事項について

長崎県障害福祉課

0. 新規事業所設置にあたっての市町への相談について

- 新たに障害福祉サービス事業所等を設置されるにあたっては、計画段階から事業所の設置予定市町の障害福祉担当課への御連絡・御相談をお願いします。

1. 指定の有効期間について

- 指定障害福祉サービス事業所等の指定の有効期間は6年間となっており、6年ごとに更新を行わなければならない。
指定更新を行わない場合は、指定有効期間の経過によって指定の効力を失うことになりますので、指定の有効期間にはご注意ください。（県から有効期間満了等のお知らせはいたしません。）
- 指定更新書類の提出期限は、指定の有効期間が満了する日の2月前の月末となります。
※例えば、指定年月日が令和7年4月1日である事業所は、令和13年3月31日が有効期間満了日になりますので、令和13年1月31日が提出期限となります。
- 期限内に申請がない場合、指定更新ができず自立支援給付費の請求が不可能となり、事業所運営及び利用者支援に支障をきたすこととなります。

2. 変更届について

- 指定内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内の届出が必要です。
- ◆必要な提出書類（以下のHPから御確認ください。）
県HPトップページ → 組織で探す → 福祉保健部 障害福祉課 → お知らせ（事業者用） → 4. 障害福祉サービス事業所等の指定 → 2申請様式
- 変更届（第2号様式（第2条関係））……別添1
 - ・指定障害福祉サービス事業者指定内容変更届出書（者）
 - ・指定障害者支援施設指定内容変更届出書（者）
 - ・指定障害児通所支援事業所内容変更届出書（児）
 - ・指定障害児入所支援事業所内容変更届出書（児）
- 該当する変更内容に必要な書類
※共同生活援助における住居追加・廃止・休止・定員増・定員減・類型変更・住居の閉鎖の提出期限は、以下のとおりといたします。
住居追加、定員増、類型変更……変更予定日の前々月末日まで
例）令和7年4月1日に定員増を行いたい場合、令和7年2月末までに提出が必要です
廃止、休止……廃止（休止）しようとする日の1月前まで
定員減、住居の閉鎖……変更予定日の前月の15日まで
- ◆必要書類は、障害福祉課HPでご確認ください。

- サービス管理責任者が不在となった際に、変更届が提出されていない案件が複数見受けられました。サービス管理責任者が欠如した月の翌々月から欠如が解消されるに至った月まで所定単位数の30%~50%の欠如減算が適用され、自立支援給付費の返還（過誤調整）をしていただくことになりますのでご注意ください。

3. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

- 新たに加算を算定または加算の単位数が増える場合

【原則】

毎月15日以前に届出があった（適正な書類として受理した）場合には翌月から、16日以降に届出があった（適正な書類として受理した）場合には翌々月から算定を開始できます。

【例外】

前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等であり、算定される単位数が増えるものについては、上記にかかわらず、4月15日までに届出（適正な書類として受理した）があったものは、4月分から算定を開始できることとします。

- 加算等の要件を満たさなくなった場合

加算の要件を満たさなくなった場合又は加算が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等の要件を満たさなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費、計画相談支援費における特定事業所加算については、事実が発生した日の属する月の翌月初日）から加算等の算定を行うことができません。

- ◆必要な提出書類（障害福祉課 HP で御確認ください）

- 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）・・・別添2

・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（児の場合）

- 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（児の場合）

- 該当する加算の算定に必要な届出書

※福祉・介護処遇改善加算については、様式が異なりますので、障害福祉課 HP でご確認ください。また、事業所の新規指定申請の際には、福祉・介護処遇改善加算の届出も併せてご提出ください。

【留意事項】

職員の欠如等により加算等の算定要件を満たさなくなったにも関わらず、届出がなされない事例が散見されます。1,000万円を超えるような多額の過誤調整（返還）が発生した事例もありますので、加算等の体制状況は、必ず点検確認を行ったうえで毎月の請求を行ってください。

4. 変更指定申請について

- 下記特定障害福祉サービスや入所施設の定員を増やす場合には、事前協議及び変更申請が必要です。この場合のスケジュールは新規申請と同様です。

・サービス等の種類：生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援

◆必要な提出書類（障害福祉課 HP で御確認ください）

○指定変更申請書（様式第1-2号）……別添3

- ・指定障害福祉サービス事業所指定変更申請書（者）
- ・指定障害者支援施設指定変更申請書（者）
- ・障害児通所支援指定変更申請書（児）
- ・障害児入所支援指定変更申請書（児）

○定員増加に伴い、変更となる書類（運営規程、従業者の勤務形態一覧表等）

5. 国の標準様式への移行について（新規）

OR7.3.3I 事務連絡「児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の公布について」において指定申請等の際の様式として、R8.4.1 から国の標準様式により行うものとされ、現在、長崎県においては本件移行に伴う準備を鋭意進めております。

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{中核市市長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の公布について

障害福祉サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届け出等（以下「指定申請等」という。）の手續については、社会保障審議会障害者部会等での議論を踏まえ、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第32号）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和7年内閣府・厚生労働省令第3号）による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）において、こども家庭庁長官が定める様式、厚生労働大臣が定める様式又はこども家庭庁長官が定める様式及び厚生労働大臣が定める様式（以下「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等」という。）により行うものとされました。

今般、児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号）において、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等をお示ししましたので、下記内容をご確認の上で、指定申請等の際の様式としていただくようお願いいたします。

なお、従来の様式を用いて指定申請等の手續を進めている事業所につきましては、施行期日までに提出がなされる場合は、改めて本様式による申請を求める必要ございませんが、施行を待たず、可能な限り早期のご活用をご検討いただきますようお願いいたします。

1. 施行期日

令和8年4月1日

2. こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等

【別紙1】のとおり。

3. 様式に関する留意事項

【別紙1】のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等は、変更を加えずに使用ください。

【別紙2】の標準様式についても、原則、変更を加えずにご活用ください。

※各種申請等に必要な書類は、ホームページにてチェックリストをお示ししております。

4. 様式の掲載場所

厚生労働省ホームページ「障害福祉分野における手続負担の軽減（指定申請等の様式の標準化等）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00014.html

こども家庭庁ホームページ「指定申請様式例一覧」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei/shitei>